

市立高教組ニュース

第 2 号 2016 年 6 月 17 日 (金) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 笠原 好修

永年勤続旅行条件緩和！！

永年勤続旅行とは

勤続 10 年以上で 50 歳以上の会員が永年勤続旅行をする場合、互助会から 10 万円の旅行補助があり、旅行については土日を除いて連続 5 日間の職専免が認められる制度です。県には無く、仙台市職員互助会独自の事業なので、知らない方もいるかもしれません。(取得をせずに退職を迎える方が多数います。) これについて、仙台市の他の単組では、勤続 10 年 50 歳以上というのは、ほぼ誰もが取得できる条件なのですが、市立高校職員は県との人事交流があるため、50 歳以上になっても勤続 10 年以上を満たすのが難しい現状にあります。この勤続 10 年は、連続した期間でなければいけないため、50 歳以上になってから仙台市に来て、勤続 10 年は満たせないのです。

しかし、対象とならない職員の中には、若いころにも仙台市立高校に勤務した経験がある職員が何人かいると考えられるため、若いころの期間を通算して 10 年以上に出来ないかと考え、市労連執行委員会や市労連夏期討論集会等で状況の説明を行ったところ、次のように市労連の重点要求として取り上げてもらうことが出来ました。

10. 永年勤続旅行職免の取得要件、勤続 10 年以上について、仙台市在職期間を通算すること。

(全体としての市労連重点要求については裏面参照)

6月6日 市労連夏期交渉妥結

そして、高総体最終日の夕刻 18:30 から行われた、三回目の団体交渉の場で、総務係長から最終回答が読み上げられました。そしてその中に、次の一文が入っていました。

5 永年勤続記念旅行補助に係る給付条件について、他自治体等との人事交流の影響により勤続 10 年以上の要件を満たさない場合には、今年度より、過去の仙台市職員互助会への加入期間を通算できるものとする。

互助会の理事会も通さずに、この回答が出たことに困惑した私は、互助会の理事でもある市労連書記長に「これ、いいんですかね?」と聞いてしまいましたが、「当局がいいって言うているんだから、いいんでしょうね」と返されました。次の互助会の理事会は、来年の 3 月に開かれますが、そこでは事後承認になると考えられます。従って、今年度から、勤続期間を通算して考えるということになります。市教委へ問い合わせたところ、この通算制度によって今年度新たに 9 名の方が、永年勤続旅行補助の対象になるとの事でした。

一部の常勤講師の時間外勤務手当改善！！

仙台市立高校の常勤講師は「臨時的任用職員」という位置づけであり、給与については経験に応じた 3 段階の日給月給制で、毎月 5 日締めで翌月給料が支払われています。なお、期末勤勉手当や住居手当等は支給されません。一方で、県立高等学校の常勤講師は、教育職に格付けされ、1 級の給与が支給されます。正規職員同様に昇給もしますし、期末勤勉手当や住居手当も支給されます。市立高教組では、常勤講師の冷遇について、市教委と粘り強く交渉を行ってききましたが、未だ改善には至っておりません。平成 29 年度に小中学校の職員の給与が市費で払われるようになる際に、常勤講師の待遇を改善するよう、引き続き交渉をしていきます。

そんな中、ある高校の常勤講師の時間外勤務手当が、受け持っている部活動のもう一人の顧問の特殊勤務手当を越えないよう昨年の夏から校長の裁量で制限されていることが発覚しました。仙台市の常勤講師は正規の勤務時間外に業務を行うと、事務職員と同様に 1.25 倍の時間外勤務手当が支給されます。これについて、市教委とは月 20 時間を目安に所属長から命令を出すようにしていると確認をしているので、その学校では不当に低く抑えられていたことになります。高教組では、これは緊急に是正しなければいけない事案と判断し、市教委へ申し入れを行いました。事務折衝の結果、5 月分の給料からは、本人の申請に応じて確認通りの月 20 時間を目安に支給させることが出来ました。

この問題が起こった背景には、事務手続き簡略化のために、事務職員が講師本人に代わって時間外勤務整理簿を代筆しており、市教委では書類上の不備がないため、チェックが出来なかった事にあります。立場的に弱い常勤講師の給料が低く抑えられていたことには憤りを感じますが、組合がなければ、是正させることが出来なかった事案でもありました。

錬成休暇は、市労連夏期交渉にて、今年例年通り 6/15～10/31 まで。正職および再任用フルタイム 5 日、再任用短時間、常勤講師 3 日に。

重点要求

1. 夏期錬成休暇の5日全職員（嘱託など含む）一斉一律付与。
当面、非正規を含めた全ての職員について、週労働日と同日数とすること。
2. 夏期錬成休暇の完全消化推進と年次有給休暇の数値目標設定と課題検討。
3. リフレッシュ休暇の改善（勤続10年2日・20年3日・30年5日）。
当面、勤続10年目の職員に対し、リフレッシュ職免2日の新設すること。
4. ボランティア休暇を改善すること。
災害救援。慰問に限らない範囲の拡大。当面、PTA（市P連・区P連・群P連以上の会議出席）、町内会（単位町内会長会議以上の会議に出席する三役）への出席を含めること。
5. 育児休業取得の不利益除去。
退職手当計算における二分の一の期間除算（1歳までは三分の一期間除算）の撤廃。
6. 育児時間を120分とし、期間を延長すること。
7. 仙台市独自の配偶者同行休業制度の新設すること。
県外赴任も対象とすること。
8. 休暇休職期間中の復職支援研修（ならし勤務）を勤務として取り扱うこと。当面、復職支援研修期間における通勤手当相当額を支給すること。
9. 当局負担によるインフルエンザワクチンの予防接種を行うこと。
10. 永年勤続旅行職免の取得要件、勤続10年以上について、仙台市在職期間を通算すること。

市労連確認書

- 1 夏期の期末・勤勉手当については、平成28年6月30日に現行条例の定めるところにより支給する。
- 2 夏期錬成休暇について
 - ① 正職員は5日とする。ただし、交通局の正職員については、4日とする。
 - ② 再任用職員については、フルタイム勤務は正職員と同様とし、短時間勤務は3日（週5日勤務の短時間勤務は4日）とする。
 - ③ 育児短時間勤務職員の錬成休暇について、24時間35分勤務職員は4日（交通局の25時間勤務職員は3日）、23時間15分、19時間35分及び19時間25分勤務職員は3日（交通局の24時間及び20時間勤務職員は2日）とする。
 - ④ 臨時的任用職員については、3日とする。
 - ⑤ 具体的な取扱い、単組交渉とする。
- 3 病気休職等のならし勤務に係る一定の助成に関しては、今後、諸課題を研究するものとする。
- 4 インフルエンザ予防接種に係る助成については、仙台市職員共済組合の組合員を対象とした事業としての実施に向け、今後、諸課題を検討するものとする。
- 5 永年勤続記念旅行補助に係る給付条件について、他自治体等との人事交流の影響により勤続10年以上の要件を満たさない場合には、今年度より、過去の仙台市職員互助会への加入期間を通算できるものとする。
- 6 勤勉手当に係る勤務期間の計算について、承認された育児休業の期間（育児休業の期間が勤務期間内に2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1カ月以下である場合には、当該育児休業の期間は勤務期間から除算しないものとする。この取扱いは平成28年6月期の勤勉手当から適用する。
- 7 夏期錬成休暇の完全消化推進と年次有給休暇の数値目標設定と課題検討については、その取り組みに努めるものとし、その具体的な取扱いは単組交渉とする。

平成28年6月6日

仙台市長 奥山恵美子
仙台市労働組合連合会 執行委員長 太田昌彦